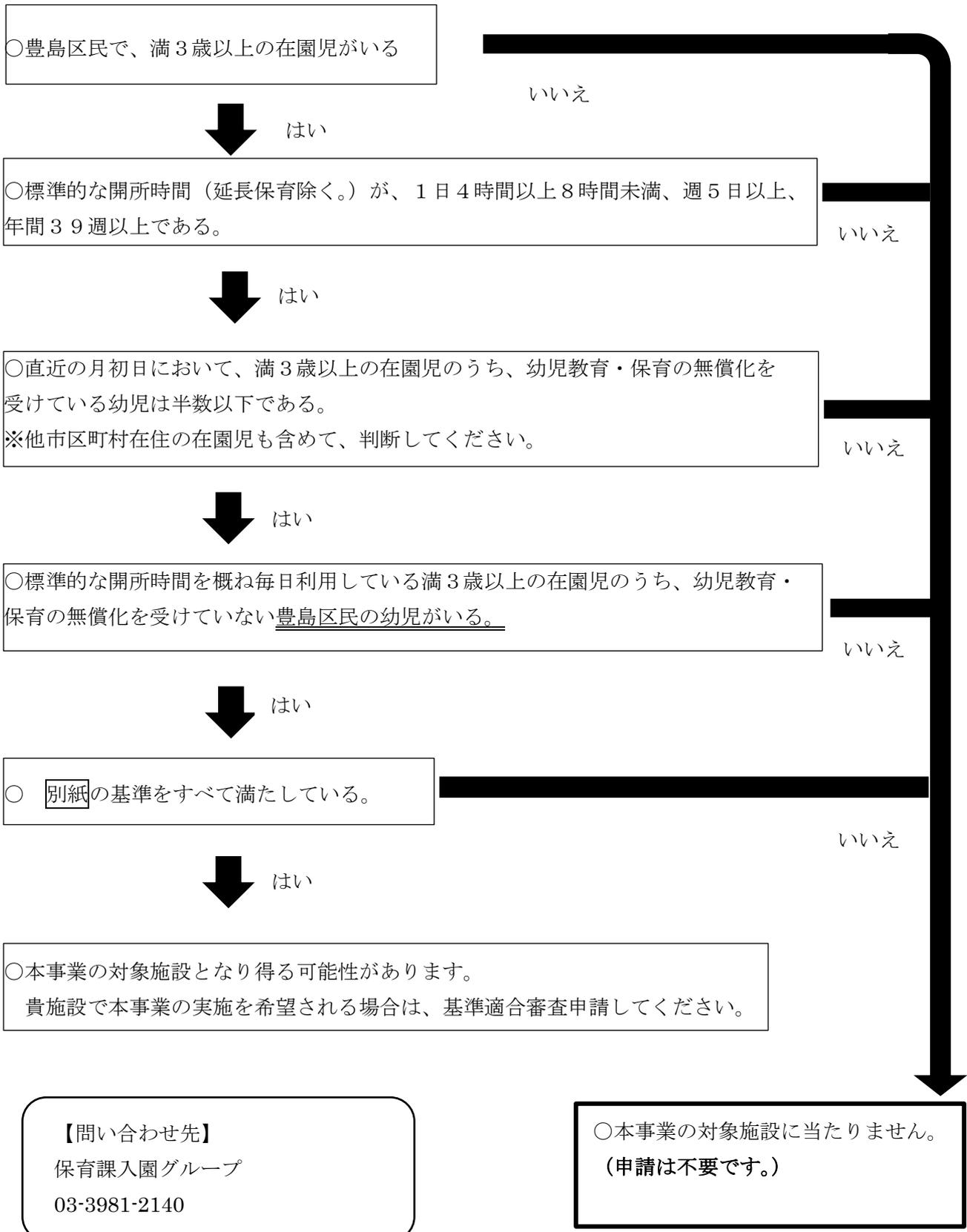


豊島区 多様な集団活動等利用支援事業の
対象施設 確認フローチャート



別紙 適合審査事務作業の協力依頼について

※本表は、実施要綱表の内容を簡略化したものです。詳細は、実施要綱別表をご確認ください。

項目	基準の概要
1. 従事者	<p>集団活動に従事する者の数は、次の基準をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね 20 人につき従事者数 1 人以上 ・満4歳以上の幼児概ね 30 人につき従事者数 1 人以上 <p>※ただし、施設等につき従事者数 2 人を下回ってはならない。</p>
2. 従事者の資格	<p>集団活動に従事する者の概ね 3 分の 1（従事者 2 人の施設等は、1 人）以上は、次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定するもの） ・保育士 ・看護師（准看護師含む） <p>※ただし、1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等は、次の者も資格を有する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む）その他の期間が行う研修を含む。）を修了した者
3. 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・集団活動室の面積 幼児一人当たり 1.65 m²以上 ・調理室（給食を提供する場合に限る。自ら施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備） ・便所（手洗設備を含む。） ・必要な遊具、用具を備えること。
4. 非常災害に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 ・非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施していること。 ・集団活動室が 2 階の場合、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・集団活動室が 3 階以上の場合、建築基準法に規定する耐火建築物であること。

	<p>※建物がない場合、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。</p>
5. 集団活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 ・ 施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を提供する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理していること。
7. 健康管理・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行っていること。
8. 利用者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行っていること。
9. 職員・幼児の帳簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
10. 会計処理	<p>以下により、事業実施主体によって適切な会計処理が確認可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政及び経営の状況について真実な内容を表示していること。 ・ 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成していること。 ・ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示していること。 ・ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。